


令和 4 年 4 月 15 日

松山市議会議長

若江 進 様

議員名 白 石 勇 二 

令和 3 年度政務活動費収支報告について

松山市議会政務活動費の交付に関する条例第 6 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり令和 3 年度政務活動費収支報告書を提出します。

令和3年度政務活動費収支報告書

議員 白石 勇二

1. 収 入

政務活動費	1,224,000	円
利 息	0	円

2. 支 出

(単位:円)

科 目	金 額	備 考
調査研究費	0	
研 修 費	10,200	観光議連会費、拉致議連会費 ほか
広 報 費	389,400	活動報告用封筒代・印刷代
広 聴 費	168,697	ガソリン代、駐車場代、携帯使用料
要請・陳情活動費	0	
会 議 費	0	
資料作成費	63,299	プリンター代、インク代、文具代
資料購入費	81,579	新聞代
人 件 費	360,000	給料
事務所費	90,372	事務所電気代・電話代
合 計	1,163,547	

3. 残 額 60,453 円

(注)備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

令和3年度 科目別集計表

科目名				
研修費				
日付	内容	支出金額	備考	整理番号
2021.6.10	LS21勉強会	3,000 円		33
2021.9.30	観光振興議員連盟会費(上半期分)	3,000 円		34
2022.3.31	愛媛拉致議連年会費	1,200 円		35
2022.3.31	観光振興議員連盟会費(下半期分)	3,000 円		36
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合計		10,200 円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2021年6月10日	整理番号	33
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	LS21勉強会		
金 額	3,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項	LS21 第9回勉強会 2021年6月10日 14:00-15:30 ZOOM開催 「スポーツを通じたまちづくり」		
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2021年6月10日	

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

領 収 証

白石 勇 二 様

¥3,000※

※但 勉強会参加費として
令和3年6月10日 上記正に領収いたしました


LS(Local Statesman & Woman)21

〒790-0801愛媛県松山市歩行町二丁目1-6 TEL(089)943-8800

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2021年9月30日	整理番号	34	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	観光振興議員連盟会費 (上半期分)			
金 額	3,000	円	按分率	100 %
特 記 事 項				
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2021年6月23日		
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				
領 収 書				
令和3年6月23日				
白 石 勇 二 様				
下記の金額を領収いたしました。				
金額 3,000円 也				
但し、令和3年度松山市議会観光振興議員連盟会費上半期分として				
松山市議会観光振興議員連盟 会 長 若 江 進				
				

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

松山市議会観光振興議員連盟規約

制定 平成20年4月7日

改正 平成30年6月27日

(名 称)

第1条 この連盟は、松山市議会観光振興議員連盟（以下「連盟」という。）と称する。

(目 的)

第2条 連盟は、本市における観光振興を積極的に推進し、もって本市の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本市の観光振興の発展を図るための調査研究、資源の発掘、情報の収集、研究会等の開催及び意見具申
- (2) コンベンションの誘致及び各種誘客イベントへの支援及び協力
(平30本号中改正)
- (3) 国際線の利用促進及び外国人旅行者の誘致拡大
- (4) 県・四国内における関係団体との交流の促進
- (5) その他連盟の目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第4条 連盟は、本連盟の目的に賛同する松山市議会議員をもって組織する。

(役 員)

第5条 連盟に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 1名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、本市議会の議長を、副会長は本市議会の副議長をそれぞれ充てる。

2 理事及び監事は、会長が選任する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、会長が本市議会の議長の職にある期間とする。

2 役員は、再任することができる。

(役員の仕事)

第8条 会長は、連盟を代表し、総会、臨時総会及び役員会の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。

3 監事は、連盟の会計を監査する。

(顧問)

第9条 会長は、会員の中から役員会に諮り、顧問を選任することができる。

(会議)

第10条 会議は、総会、役員会及び監事会とする。

2 総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会及び役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

4 監事会は、監事の要求によって開催する。

(総会)

第11条 総会は、次の事項を審議決定する。

(1) 前年度の事業報告及び決算

(2) 毎年度の事業計画及び予算

(3) 規約の改正

(4) 連盟の重要な施策及び運営に関する事項

(5) その他会長において必要と認めた事項

(表決)

第12条 連盟の各会議は、原則として出席者全員の同意をもって議事を決定する。

(会計)

第13条 連盟の所要経費は、会員の会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 会員の会費は、月額500円とし、各年度半期ごとに徴収する。

3 連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 連盟の事務局は、本市議会事務局に置く。

(その他)

第15条 この規約に定めのない事項については、会長が役員会に諮って定めるものとする。

付則

この規約は、議決の日から施行する。

付 則

この規約は、平成30年6月27日から施行する。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2022年3月31日	整理番号	35	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	愛媛拉致議連年会費			
金 額	1,200	円	按分率	100 %
特 記 事 項				
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2021年9月13日		
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				

領 収 書

金 1, 2 0 0 円 也

但し、愛媛拉致議連・市町議会議員会費として
上記のとおり領収しました。

令和3年9月13日

松山市議会議員

白石 勇二 様

北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相を
究明する地方議員連絡会 (愛媛拉致議連)

会 長 森 高 康 行

北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相を究明する 地 方 議 員 連 絡 会 規 程

(目的)

第1条 本会は、北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相究明を求め、拉致疑惑にある県人の救出を支援することを目的とする。

(名称及び事務局)

第2条 本会は、北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相を究明する地方議員連絡会（略称：愛媛拉致議連）と称し、事務局を県議事堂内に置く。

(構成)

第3条 本会は、愛媛県議会議員及び県内市町議会議員等の有志をもって構成する。

(活動)

第4条 本会の活動は次のとおりとする。

- (1) 総会及び役員会の開催
- (2) 拉致疑惑にある県人の救出を支援する活動への参加
- (3) 関係機関・組織との意見交換会及び学習会
- (4) 県内外の現地調査
- (5) 関係情報の収集
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(機関)

第5条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会及び臨時総会
- (2) 役員会

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
幹事	若干名
相談役・顧問	若干名
事務局長	1名
監事	2名

(役員の選任及び任期)

第7条 本会の役員は総会において選任し、その任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

(会議)

第8条 本会の総会及び役員会は、会長が招集し、必要に応じて開催する。

(経費)

第9条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

- 2 会費は、県議 月額1,000円とし、その他の会員は月額100円とする。
- 3 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第10条 この規約にない事項は、役員会に諮って定めるものとする。

附 則

本規約は、平成15年3月7日から施行する。

附 則

本規約は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

本規約は、平成18年3月6日から施行する。

附 則

本規約は、平成19年6月19日から施行する。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2022年3月31日	整理番号	36	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	観光振興議員連盟会費 (下半期分)			
金 額	3,000	円	按分率	100 %
特 記 事 項				
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2021年12月2日		

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

領 収 書

令和3年12月2日

白石 勇二 様

下記の金額を領収いたしました。

金額 3,000円 也

但し、令和3年度松山市議会観光振興議員連盟会費下半期分として

松山市議会観光振興議員連盟

会 長 若 江 進

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

松山市議会観光振興議員連盟規約

制定 平成 20 年 4 月 7 日

改正 平成 30 年 6 月 27 日

(名 称)

第 1 条 この連盟は、松山市議会観光振興議員連盟（以下「連盟」という。）と称する。

(目 的)

第 2 条 連盟は、本市における観光振興を積極的に推進し、もって本市の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 3 条 連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本市の観光振興の発展を図るための調査研究、資源の発掘、情報の収集、研究会等の開催及び意見具申
- (2) コンベンションの誘致及び各種誘客イベントへの支援及び協力
(平 3 0 本号中改正)
- (3) 国際線の利用促進及び外国人旅行者の誘致拡大
- (4) 県・四国内における関係団体との交流の促進
- (5) その他連盟の目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第 4 条 連盟は、本連盟の目的に賛同する松山市議会議員をもって組織する。

(役 員)

第 5 条 連盟に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 1 名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2 名

(役員を選任)

第 6 条 会長は、本市議会の議長を、副会長は本市議会の副議長をそれぞれ充てる。

2 理事及び監事は、会長が選任する。

(役員任期)

第 7 条 役員任期は、会長が本市議会の議長の職にある期間とする。

2 役員は、再任することができる。

(役員の仕事)

第8条 会長は、連盟を代表し、総会、臨時総会及び役員会の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。

3 監事は、連盟の会計を監査する。

(顧問)

第9条 会長は、会員の中から役員会に諮り、顧問を選任することができる。

(会議)

第10条 会議は、総会、役員会及び監事会とする。

2 総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会及び役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

4 監事会は、監事の要求によって開催する。

(総会)

第11条 総会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 前年度の事業報告及び決算
- (2) 毎年度の事業計画及び予算
- (3) 規約の改正
- (4) 連盟の重要な施策及び運営に関する事項
- (5) その他会長において必要と認めた事項

(表決)

第12条 連盟の各会議は、原則として出席者全員の同意をもって議事を決定する。

(会計)

第13条 連盟の所要経費は、会員の会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 会員の会費は、月額500円とし、各年度半期ごとに徴収する。

3 連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 連盟の事務局は、本市議会事務局に置く。

(その他)

第15条 この規約に定めのない事項については、会長が役員会に諮って定めるものとする。

付則

この規約は、議決の日から施行する。

付 則

この規約は、平成30年6月27日から施行する。

令和3年度 科目別集計表

科目名				
広報費				
日付	内容	支出金額	備考	整理番号
2021.12.24	封筒印刷代	44,000 円		27
2021.12.24	封筒印刷代	38,500 円		28
2021.12.24	活動報告書印刷代	60,500 円		29
2022.1.31	活動報告書印刷代	77,000 円		30
2022.1.31	封筒印刷代	81,400 円		31
2022.1.31	封筒印刷代	88,000 円		32
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合計		389,400 円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2021年12月24日	整理番号	27	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	封筒			
金 額	44,000	円	按分率	100 %
特 記 事 項	長3封筒5,000枚			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2021年12月24日		
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

領 収 証

白石 勇三

様

No. _____

★ 744000-

内 訳	
現金	
小切手	/
手 形	/
消費税額等 (%)	

コケヨ ウケ-98

但 長子系(前) 5000000円 (16000000円)

令和3年12月24日 上記正に領収いたしました

〒790-0062 愛媛県松山市南江戸2丁目9-11

せどか

株式会社 エイッツ子

代表取締役 武智 久子

TEL(089)995-8231 FAX(089)995-8232

収入印紙



(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2021年12月24日	整理番号	28	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	封筒			
金 額	38,500	円	按分率	100 %
特 記 事 項	長3封筒5,000枚			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2021年12月24日		
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

領 収 証

白石第二

様

No.

★

¥ 38,500-

但 長子前清 5000円を (印) いただきました

令和3年 12月 24日 上記正に領収いたしました

〒790-0062 愛媛県松山市南江
せと

株式会社 入イツチ
代表取締役 武智

TEL (089) 995-8231 FAX (089) 995-8232

内 訳	
現金	/
小切手	/
手 形	/
消費税額等 (%)	

コクヨ オク-98

収入印紙



(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2021年12月24日	整理番号	29	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	活動報告書			
金 額	60,500	円	按分率	100 %
特 記 事 項	報告書 10,000 枚			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2021年12月24日		
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

領収証

白石勇二

様

No.

★ ￥60500-

内 限	
現金	
小切手	/
手 形	/
消費税額等 (%)	
コケヨ ウケ-98	

但 株式会社スエッチ 1000株 (株) 1000円

令和3年12月22日 上記正に領収いたしました

〒790-0092 愛媛県松山市南江戸2丁目9-11
せとかんどうビル2E

株式会社スエッチ

代表取締役 武智 友明

〒790-0091 愛媛県松山市南江戸2丁目9-11



(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2022年1月31日	整理番号	30	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	活動報告書			
金 額	77,000	円	按分率	100 %
特 記 事 項	報告書 10,000 枚			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2022年1月31日		
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

領収証

白石 第二

様

No.

★ ¥ 77,000 -

内訳	
現金	/
小切手	/
手形	/
消費税額等 (%)	

コケヨ ㊦-98

但 株式会社 10000株 (1000000円)

平成24年 1 月 27 日 上記正に領収いたしました

〒990-0002 愛媛県松山市南江戸2丁目9-11 世どか

株式会社 又イッツ

代表取締役 武智

TEL(089)995-8231 FAX(089)



(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2022年1月31日	整理番号	31	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	封筒			
金 額	81,400	円	按分率	100 %
特 記 事 項	長3封筒 10,000枚			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2022年1月31日		
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

領 収 証

白石 様

様

No.

★ ¥ 81400 -

内 訳	
現金	/
小切手	/
手形	/
消費税額等 (%)	

但 長崎銀行 10000円 振込

令和2年 1 月 31 日 上記正に領収いたしました。

〒800-0002 愛媛県松山市南江門2丁目1-11 株式会社

株式会社 スイッチャオ

代表取締役 武智

TEL: 089-8231 FAX: 089-8231



コード 47-99

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2022年1月31日	整理番号	32	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	封筒			
金 額	88,000 円	按分率	100 %	
特 記 事 項	角2封筒5,000枚			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2022年1月31日		
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

領 収 証

白石 様

様

No.

★ 788000 -

内 訳	
現金	/
小切手	/
手 形	/
消費税額等 (%)	

コケヨ ウケ-98

但 平成27年11月21日 上記正に領収いたしました

平成27年 1 月 21 日 上記正に領収いたしました

〒790-0062 愛媛県松山市南江戸町1丁目1番1号

株式会社 イッツチカラ

代表取締役 武智 久明

TEL(089)995-8231 FAX(089)995-8232

